総務省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく総務省の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき公表する。

平成27年４月１日　　総務大臣　山本　早苗

総務省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第２章第１節中「、人事・恩給局」を削る。

第３章第９節１⑵中「人事・恩給局」を「政策統括官（恩給担当）」に改める。

消防庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく消防庁国民の保護に関する計画（以下「消防庁国民保護計画」という。）を次のとおり変更したので公表する。

平成27年４月１日　　消防庁長官　坂本　森男

消防庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第２章第１節４の１つめの○中「災害時要援護者」を「高齢者、障害者等」に改める。

文部科学省・文化庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく文部科学省・文化庁の国民の保護に関する計画（文部科学省・文化庁国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき公表する。

平成27年４月１日　　文部科学大臣　下村　博文
文化庁長官　青柳　正規

文部科学省・文化庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第４章第６節１⑸ア及びイ中「都道府県の教育委員会」を「都道府県の教育委員会（当該重要文化財等が指定都市の区域内に存する場合にあっては，当該指定都市の教育委員会）」に改める。

別表の１⑴中「アルファウイルス属」の次に「（」を、「ベネズエラウマ脳炎ウイルス」の次に「）」を、「サビアウイルス」の次に「，チャパレウイルス」を加え、「Ｈ５Ｎ１若しくはＨ７Ｎ７」を「Ｈ５Ｎ１，Ｈ７Ｎ７若しくはＨ７Ｎ９」に改め、「スーダンエボラウイルス」の次に「，ブンディブギョエボラウイルス」を、「エンテロウイルス属ポリオウイルス，」の次に「オルソポックスウイルス属（」を、「痘そうウイルス」の次に「）」を加え、「クリミア・コンゴ出血熱ウイルス」を「ナイロウイルス属クリミア・コンゴ出血熱ウイルス」に、「デングウイルス）」を「デングウイルス」に改め、「ダニ媒介脳炎ウイルス」の次に「），フレボウイルス属（ＳＦＴＳウイルス」を、「リフトバレー熱ウイルス」の次に「），ベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルス」を加え、「狂犬病ウイルス」を「リッサウイルス属狂犬病ウイルス」に改める。

別表の１⑵中「腸管出血性大腸菌」の次に「（血清型Ｏ26，Ｏ45，Ｏ103，Ｏ104，Ｏ111，Ｏ121，Ｏ145及びＯ157）」を加え、「パラタイフィ」を「パラタイフィＡ」に改める。

別表の１⑶中「コクシジオイデス属イミチス」を「コクシディオイデス属イミチス」に改める。

別表の１⑸中「黄色ブドウ球菌毒素」の次に「（腸管毒素，アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）」を加え、「デアセトキシスシルペノール毒素」を「ジアセトキシスシルペノール毒素」に改める。

技能実習制度推進事業運営基本方針の改正について

厚生労働省所管事業の技能実習制度推進事業については、同事業の仕組み、技能実習制度に係る労働関係法令上の取扱い等を明らかにした技能実習制度推進事業運営基本方針に基づき、円滑かつ適正な実施に努めてきたところであるが、同方針を改正したので、公表する。

平成27年４月１日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

技能実習制度推進事業等運営基本方針

Ⅰ　総論

１　基本方針の目的

この基本方針は、技能実習制度の理念、仕組み及び運営に係る基本的事項を明らかにすることにより、技能実習生、監理団体、実習実施機関その他の関係者の技能実習制度に対する理解を深めるとともに、厚生労働省の委託事業である技能実習制度推進事業（以下「制度推進事業」という。）及び技能実習対象職種拡大等推進事業（以下「職種拡大推進事業」という。）の円滑かつ適正な実施を図ることを目的とする。

２　技能実習制度の基本理念

技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする。

３　技能実習生、監理団体及び実習実施機関の責務

⑴　技能実習生の責務

技能実習生は、技能実習制度の基本理念を十分に理解し、技能実習期間を通じ、技能実習計画並びに監理団体及び実習実施機関の指導に従い、技能等の修得又は習熟（以下「修得等」という。）に精励するとともに、帰国後は修得等した技能等を母国の経済発展のために活かすよう努めるものとする。

⑵　監理団体及び実習実施機関の責務

監理団体及び実習実施機関は、技能実習制度の基本理念の下に、実効ある技能等の修得等が図られるように取り組むものとする。

４　出入国管理上の取扱い

出入国管理上の取扱いについては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）等において定められるものであり、この基本方針における出入国管理上の取扱いに係る記述は、これらにおいて定められているところによる。

５　定義

この基本方針における用語の定義は、次のとおりとする。

⑴　「技能実習制度」とは、外国人が入管法別表第１の２の表の技能実習の在留資格をもって本邦に在留し、技能等を修得等する制度をいう。

⑵　「技能実習１号」とは、本邦に入国して従事する入管法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄の第１号に掲げる活動をいう。

⑶　「技能実習２号」とは、技能実習１号の活動に従事して技能等を修得した後、在留資格の変更の許可を受けて従事する入管法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄の第２号に掲げる活動をいう。

⑷　「技能実習生」とは、技能実習制度の下で、技能実習１号又は技能実習２号の活動に従事する者をいう。

⑸　「企業単独型」とは、外国にある合弁企業、子会社等の従業員を技能実習生として受け入れて行う入管法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄の第１号イ及び第２号イに規定する技能実習の形態をいう。

⑹　「団体監理型」とは、監理団体の責任と監理の下で、当該団体の会員企業等において実習を行う入管法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄の第１号ロ及び第２号ロに規定する技能実習の形態をいう。

Ⅱ　各論

１　技能実習の期間

⑴　技能実習の期間は、技能実習１号と技能実習２号の期間を合わせて３年以内とする。

⑵　技能実習２号に移行する場合、技能実習１号の期間は、１年以内とする。

⑶　技能実習２号は、技能実習１号の期間のおおむね1.5倍の期間以内の期間（技能実習１号の期間が９箇月を超えるものである場合は、この限りでない。）とする。

２　対象技能等

⑴　技能実習１号の対象技能等は、技能実習生の母国において修得することが不可能又は困難であり、帰国後我が国において修得した技能等を活かすことが予定されているもの（技能実習生送出し国のニーズに合致するもの）であって、かつ、同一の作業の反復のみによって修得できるものではないものとする。